

廃棄物処理法改正の動き

- 中央環境審議会 廃棄物処理制度専門委員会における合計11回の会合を経て、「廃棄物処理法」の問題点の整理が終わった
 - 現在、パブリックコメントを募集中(11/2～12/1)
 - 年内に環境大臣へ報告
 - 2010年の通常国会で、「廃棄物処理法」改正を目指す方針

廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)
<http://www.env.go.jp/council/03haiki/y0320-11/mat02.pdf>

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

①排出事業者責任の強化・徹底

- 小規模施設(=設置許可不要)で自社処理をしている排出事業者にも、帳簿の作成と保存を義務付けるべき
- 排出事業者の産業廃棄物保管行為を行政が把握できるようにするべき
- 委託先の処理業者のところを定期的に訪問し、委託契約どおりに処理されているかどうかを、排出業者に確認させるべき
- 建設系廃棄物の排出事業者は誰になるかを明確化するべき

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

- ### ②廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進
- 「経理的基礎」などの許可基準を明確にするべき
 - 欠格要件の無限連鎖条件を見直すべき
 - 産業廃棄物の保管基準をより具体的に規定するべき
 - 産業廃棄物収集運搬業許可手続の簡素化を図るべき
 - 行政処分を受けた処理業者には、委託者にその旨を連絡させるべき
 - 行政には、行政処分情報をHP上で公開させるべき
 - 信頼できる産業廃棄物処理業者を育成する観点から、優良性評価制度を拡充していくべき

追加が予定されている保管基準

	中間処理前			中間処理後		
	保管方法	保管期間	保管数量	保管方法	保管期間	保管数量
現行基準	○	○ (適正な処分等を行うために、やむを得ない期間)	○ (処理能力の14日以内)	○ (中間処理前と同様の基準)		
改正後の基準(予定)	○	○ (適正な処分等を行うために、やむを得ない期間)	○ (処理能力の14日以内)	○ (中間処理前と同様の基準)	○ (具体的内容については、今後検討)	○ (具体的内容については、今後検討)

収集運搬業許可手続き簡素化案

環境省の当初の案

- 1案 都道府県ではなく、国が許可する
- 2案 政令市ではなく、都道府県が許可する
- 3案 主たる事務所の所在地を管轄する都道府県等が許可する
- 4案 積込み地又は取卸し地のいずれかの地を管轄する都道府県等の許可を不要とする
- 5案 現行制度の下で実質的な手続負担軽減策を拡充する



専門委員会における検討の結果

一つの政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は、都道府県知事が許可する という考え方が提言された

5

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

- ③廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備
- 安定型5品目以外の異物を付着・混入させないための仕組みや、浸透水のチェック機能の強化などを検討すべき
 - 廃棄物処理施設の設置手続において、申請者は近隣関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべき
 - 行政による「廃棄物処理施設への検査結果」と「施設の維持管理状況」を情報公開させるべき
 - 施設点検、機能検査等において、異常が検知された場合、その旨を行政に届けさせるとともに、原因の調査その他の実際に講じた措置内容について帳簿等に記載させるべき
 - 最終処分場の設置者が不在となった場合、役員などの関係者に閉鎖するまで管理を継続させるべき
 - 公共関与をしてでも、廃棄物最終処分場の施設整備を進めることが必要ではないか

6

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

④不法投棄対策の強化・徹底

- 監視を強化すべき
 - 自治体による監視のみならず、人工衛星や自治体・警察OBを活用した、より効率的で密度の高い監視網を形成していくべき
- 不法投棄に関する罰則をもっと強化すべき
- 立入検査の可能な場所を拡大すべき
 - 運搬車両・船舶、不適正処理が行われた土地の所有者の土地・建物
- 措置命令を拡充すべき
 - 収集運搬や保管基準の違反も、措置命令の対象にするべき

7

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

⑤適正な処理が困難な廃棄物の対策の一層の推進

- 適正処理が全国的に困難となっている一般廃棄物があるかを把握し、その処理方法を検討するべき

8

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

⑥ 排出抑制と循環的利用の推進・徹底

- 現行の多量排出事業者による減量その他処理に関する計画制度を充実させるべき
 - 公表・評価の徹底
 - 行政は処理計画の公表をインターネット上で行うべき
 - 処理計画を提出しない事業者に対する措置を設けることが必要
- 都道府県は、排出事業者等に対して減量・適正処理に関する助言・提案等を行う仕組みを設けるべき
- 広域認定制度の充実
- 熱回収の推進

9

現行の広域認定制度の問題点

広域認定制度とは

製造事業者が主体となって自社製品を回収し、適切な廃棄物処理・リサイクルを広域的に行うことを、環境大臣が認定する制度
広域認定を受ければ、廃棄物処理業の許可取得が不要となるメリットがある

規制改革推進3ヶ年計画にも取り上げられている話題

現在の広域認定制度は、自社製品の処理またはリサイクルしか認めておらず、同業他社の製品を扱うことは認めていない＝いざ、広域リサイクルしようとして**も、取り扱える品物が著しく狭く限定されてしまう**



環境省は認めていない理由をこう説明

メーカーは他社製品の特徴を理解していないでしょ
だから、他社製品の場合は、適切な処理・リサイクルができないので、認定しないよ！



自社の独自設計も確かにあるが、使っている原材料は、どのメーカーも汎用品がほとんどなので、大きな違いはないのになあ

10

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

⑦ 地方自治体の運用

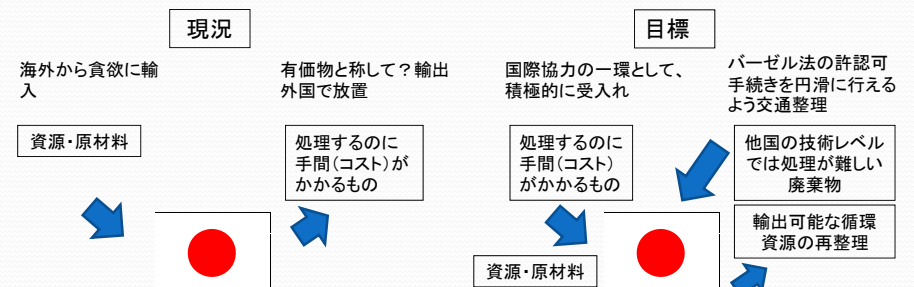
- 国は、地方自治体独自の法律運用を把握し、合理的でない独自規制については、撤廃又は緩和を働きかけていくことが必要と考えられる。
- 申請様式や添付書類を、最低限提出が必要なもののみに統一するべき
- 地方自治体は、電子申請手続きを導入していくべき

11

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

⑧ 廃棄物の輸出入

- 他国で処理が困難な廃棄物を日本に受け入れて処理する取組を積極的に推進するべき
- 海外に廃棄物が不正に輸出されないよう、税関での判断指針の明確化や、監視体制の強化を検討するべき



12

専門委員会における検討結果 廃棄物処理法の問題点

⑨低炭素社会との統合

- 廃棄物系バイオマスの利活用を進めることにより、また、廃棄物焼却時の発電、蒸気・温熱利用による熱回収の徹底、原燃料利用や収集運搬の効率化など廃棄物処理システムにおける地球温暖化対策を講じることにより、温室効果ガスの削減に資することが必要ではないか。

首相が「鳩山イニシアチブ」を宣言してしまった以上、今後は、廃棄物処理面でも温暖化対策が喫緊の課題となる。

まずは、現在の処理工程の把握と、温暖化ガスの発生が抑制できる代替案の検討に着手するべき

参考:「産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引き」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai_wc/full.pdf

13

法律改正論議の整理

- 今までは、川下(廃棄物処理業界)の浄化(締め付けとも言う)のみに熱心で、肝心の川上(排出源)対策がおざなりであった
- 今回の委員会でも、その論調が所々見受けられるが、過去の反省から、**今後の不適正処理対策は、排出事業者にシフト**していくことが予想できる
- 政府には今まで以上にリーダーシップを発揮することが期待されている!?

排出事業者、特に製造事業者にとっては、今までなら考えられなかった経営環境の変化にさらされる可能性が高くなった